

平城宮東方官衙地区の調査（平城第466次）

今回調査した東方官衙地区は、第二次大極殿院及び東区朝堂院と東院地区の間にある南北に細長い地区です。この地区は、平安宮との対比からみて、国の中枢を支える重要な役所の所在が想定される場所です。

そこで、この地区の官衙区画の配置と、区画内の建物配置の解明を目的として、2006年度から水田畦畔として残った遺存地割を参考にして北から順に6m幅の調査区を東西、南北に設定する方法で調査を実施しています。

過去3回の調査では、中央を南北に流れる基幹排水路を挟んで東西に官衙区画を確認しています。2008年度（平城第440次）には、東側の官衙区画の南端で確認した有機質遺物を多量に含む土坑の全貌を調査しており、その結果、建物建て替えに伴うごみの焼却土坑と分かり、衛府に関わる木簡群や多数の木製品を検出しました。今回の調査区は、この調査区の南側にあたり、南端19m分を1965年度の調査区（平城第29次）と重複させて、東西6m、南北111mに設定しました。調査は2010年1月18日に開始し、4月28日に終了しました。

発掘調査の結果、今回の調査区では基幹排水路は検出されませんでした。レーダーによる地下探査の成果と合わせると、東方官衙地区の中央を南北に流れる基幹排水路は、このブロックを貫いてさらに南流すると考えられます。そのため、今回の調査区は基幹排水路の東側の区画に相当すると考えられます。検出した遺構は、調査区北半で東西方向の築地塀4条、礎石建物3棟、南半で道路1条、東西溝4条、掘立柱塀5条、掘立柱東西棟建物2棟です。なかでも調査区北半で、基壇を伴う東西棟の礎石建物が、築地塀を挟んで1棟ずつ南北に建ち並んでいる様子を確認した点は注目されます。たとえば、北から数えて1棟目は、南北に庇を持ち基壇の南縁には石組溝を伴っています。また3棟目は、建物を支えた柱の礎石の間に、床を支えたとみられる小さな礎石が並び、礎石建物にしては珍しい床張りの建物だったことが分かりました。このように礎石建物の構造はそれぞれが異なっています。

さらに、レーダーによる地下探査の成果を参考にしますと、基幹排水路の東側の区画には、今回発掘した3棟の礎石建物とならんで南北にもう一列、3

棟の基壇を伴う東西棟の礎石建物を確認できることから、東西棟の礎石建物が東西に2棟ずつ、南北方向に3列にわたって合計6棟並ぶことがわかりました。さらに、この6棟の礎石建物からなる官衙区画の南と北は、築地塀の外側を宮内道路で区画されていたこともわかりました。

このように、基壇を伴う礎石建物ごとに築地塀で細かく区分されている区画の様子は、これまでの平城宮の調査ではあまり例をみません。役所の建物配置としても異例で、どの役所の如何なる性格の区域か明確ではありませんが、類似の配置をもつ役所としては、奈良時代後半の式部省と兵部省の北半が挙げられます。式部省・兵部省では築地塀で仕切られた区画に礎石建物が1棟ずつ配置されており、執務場所とみられています。

今回の役所では、それが連続して3列設けられ、しかもそれぞれの建物の構造が異なるという極めて珍しい特徴もっています。官人の執務空間であるとしても、如何なる役所の施設なのか、あるいはそれぞれが異なる役所なのか等、興味深い課題が残されました。

（都城発掘調査部 国武 貞克）



平城第466次調査区北半（南東から）